

仕 様 書

件名 仙台市水道局浄水施設電力需給

仙 台 市 水 道 局
浄水部 茂庭浄水課

1 概要

(1) 対象施設, 業種・用途 及び 需要場所

ア) 茂庭浄水場	官公所(水道施設)	仙台市太白区茂庭字上ノ原山 128
イ) 国見浄水場	官公所(水道施設)	仙台市青葉区国見 6 丁目 51-1
ウ) 国見浄水場 排水処理棟	官公所(水道施設)	仙台市青葉区国見 6 丁目 12
エ) 中原浄水場	官公所(水道施設)	仙台市青葉区芋沢字中原 24
オ) 福岡浄水場	官公所(水道施設)	仙台市泉区福岡字台 103-2
カ) 福岡取水場	官公所(水道施設)	仙台市泉区福岡字北泉 30
キ) 宮床取水ポンプ場	官公所(水道施設)	黒川郡大和町宮床字摺萩 195-1
ク) 中原第二補充貯水池	官公所(水道施設)	仙台市青葉区芋沢字中山下地内

(2) 契約期間

令和 5 年 10 月 1 日 0 時 から 令和 8 年 9 月 30 日 24 時 まで (36 ヶ月間)

本契約は, 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)234 条の 3 の規定による長期継続契約である。

この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において, 当該契約に係る歳出予算に減額又は削除があった場合, この契約を変更し, 又は解除することができるものとする。

2 仕様

(1) 電力供給条件

ア) 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ) 供給電圧	6, 600V
ウ) 計量電圧	6, 600V
エ) 標準周波数	50Hz
オ) 受電方式	1 回線受電
カ) 設備容量	別紙「内訳書」のとおり
キ) 常用自家発電設備	別紙「内訳書」のとおり
ク) 非常用自家発電設備	別紙「内訳書」のとおり

(2) 契約電力, 予定使用電力量, 契約種別 及び 力率

ア) 契約電力

契約電力とは, 契約上使用できる電気の最大電力をいい, 計量器により計測し, 算定される値が原則としてこれを超えないものとする。

ただし, 各月の契約電力は, その月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち, いずれか大きい値とする。

イ) 予定使用電力量

月別の予定使用電力量は, 項 4 (2) による。

契約期間中の実績使用電力量が予定使用電力量に達しない場合でも料金の追加請求はでき

ないものとする。

ウ) 契約種別

① 茂庭浄水場	東北電力㈱	高圧季節別時間帯別電力 SⅡ 相当
② 国見浄水場	東北電力㈱	高圧季節別時間帯別電力 SⅡ 相当
③ 国見浄水場 排水処理棟	東北電力㈱	高圧季節別時間帯別電力 SⅡ 相当
④ 中原浄水場	東北電力㈱	高圧季節別時間帯別電力 SⅡ 相当
⑤ 福岡浄水場	東北電力㈱	高圧季節別時間帯別電力 SⅡ 相当
⑥ 福岡取水場	東北電力㈱	高圧季節別時間帯別電力 SⅡ 相当
⑦ 宮床取水ポンプ場	東北電力㈱	高圧季節別時間帯別電力 SⅡ 相当
⑧ 中原第二補充貯水池	東北電力㈱	高圧電力 SⅡ 相当

エ) 力率

契約期間中の力率は、別紙「内訳書」のとおりとする。

(3) 電力量の検針

- ア) 電力会社の検針方法 計量器との通信による把握または検針員による検針
イ) 計量器 一般送配電事業者が設置した電力量計

(4) 需給地点

需要場所における、電力会社と当局電気設備との接続点とする。

(5) 保安責任分界点

需要場所における構内引込第 1 柱に設けた区分開閉器の電源側接続点とする。

(6) 財産分界点

保安責任分界点に同じである。

(7) 計量場所

需要場所における構内引込第 1 柱とする。

3 その他

(1) 計量器の設置及びその稼動に係る費用

計量器の設置、入替及びその他附帯装置の設置等に伴う費用は、既存設備の改修も含めすべて受注者の負担とする。また、計量器の稼動に伴う費用についても受注者の負担とする。

(2) 計量器の設置等に要する保安員の立会いと費用

受注者は、前項の計量器の設置等作業にあたり、発注者が別途発注する自家用電気工作物保安管理業務委託の受託者(令和 4 年度は、一般財団法人東北電気保安協会宮城事業本部 が受託)立会

いのもと実施すること。なお、それらに伴う費用は、受注者の負担とする。

(3) 余裕をもった電力供給体制の確保

受注者は、発電設備等に故障や障害が生じた場合においても対象施設に対する電力供給に支障の無いよう、余裕をもった電力の供給体制を確保すること。なお、これに伴う費用は、本契約に含むものとする。

(4) 仕様書に定めのない事項

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整、契約書及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、発注者と受注者の協議により定める。

4 契約電力及び予定使用電力量

(1) 契約電力（予定）

別紙「内訳書」のとおり

(2) 予定使用電力量

別紙「内訳書」のとおり

実績使用電力量を基にしたデータを予定使用電力量とする。

予定使用電力量は、令和3年10月から令和4年2月の計量値により、下記の通り設定している。

ア) R5.10～R6.9の12か月間（初年度）…R4.10～R5.3の6か月及びR3.4～R3.9の6か月

イ) R6.10～R7.9の12か月間（2年目）…R3.10～R4.3の6ヶ月及びR3.4～R3.9の6か月

ウ) R7.10～R8.9の12か月間（3年目）…R3.10～R4.3の6ヶ月及びR3.4～R3.9の6か月

令和5年10月～令和6年3月は各施設において例年の運用とは異なる運転を行うため、同運用を行った令和4年10月～令和5年3月の実績値を基に設定している。（R5.3月分は想定値）

令和6年度及び7年度に関しては例年の運用となるため、令和3年度の実績値を設定している。

以上